

第12号

定価一年間300円
組合員の購読料は
組合費に含む



発行

檜山教職員組合

〒043-0056 江差町字陣屋町 86-1
Tel 0139(52)0858 FAX(52)1490
発行責任者 石橋英敏
E-mail: hiyamakyoso@proof.ocn.ne.jp



最終交渉に臨む道教組役員=左から川村委員長・斎藤書記長・新保副委員長

2019年度 定員・教育予算最終交渉

「働き方改革」現場合意で

道高教組と道教組は25日、佐藤嘉大教育長の出席のもと、定員・教育予算交渉を行いました。全道から組合員がかけつけ、交渉を見守りました。

臨時教職員の休暇制度の改善、障害のある職員の勤務の弾力的運用、単身赴任手当の支給要件の緩和、人事異動に伴う赴任旅費の特例扱い、部活動指導手当削減の経過措置、割り振り変更対象業務の拡大など、一定の前進回答が示されました。現場要求の反映ととりくみの成果です。(別表参照)

焦点となったのは部活動指導手当の削減提案をめぐっては、それまでの交渉で1日4時間以上業務に従事した場合、3600円を支給する経過措置を2年間設けるとした回答を示していましたが、「部活動指導は教職員が責任を持った業務、見合った対価を支払うのが本筋。経過措置を講ずるのであればその間に負担軽減をすすめる」とともに、手当引上げ、1時間からの支給を」と強く求めました。引き続き課題です。

割り振り変更の対象業務について、新たに、「児童生徒の引率業務」と「入学式、卒業式などの儀式的行事の業務及び事前準備業務」を加えるとした回答が示されました。地域行事への参加や職場体験などの「引率」も含まれます。また、「儀式的行事」には開校記念行事や開閉校式典、その準備業務も含まれます。割り振り変更対象業務は、これで13業務になります。教育長は「丁寧に周知する」としており、現場での確認も大切にします。

超過勤務解消について「負担軽減に努める」としたものの、その具体策

部活指導手当 割振変更業務

経過措置設けるも実質引下げ 「引率」「儀式的行事」も対象に

が見えませんが、働き方問題も教育の問題でもあるという視点から、超過勤務の背景や根本要因を問いつけ、現場の実態や声がきちんと反映される仕組みづくりが肝要であることを強く訴えました。

定員・教育予算交渉結果

- 部活動指導手当は「4時間3600円」から「3時間2700円」に引き下げ
 - 1日の単価を3時間以上2700円に引き下げ。
 - 但し、2年間に限り、4時間以上指導業務を行った場合3600円を支給。
- 割り振り変更対象業務に「児童生徒の引率業務」「儀式的行事の業務及びその事前準備業務」を追加
 - 「引率業務」は、部活動のほか、地域行事への参加、職場体験、大学や専門学校の説明会における引率業務などを含む。
 - 「儀式的行事」は、入学式、卒業式、周年行事、開閉校式典やその事前準備業務などを含む。
- 次年度の人事異動の赴任旅費について、知事部局と連携しながら適切に対応。単身赴任手当の支給要件の緩和に向け検討
- 次年度より一般職非常勤の結婚休暇は定数内職員と同様5日に、特別職非常勤の結婚休暇の新設、引率休暇の適用範囲を拡大
- 障害を有する職員に対する早出遅出勤務と休憩時間の弾力的な設定について、次年度導入に向け検討

教育はなぜ無償でなければならないか

全教発行『クレスコ』2018年10月号に掲載の三輪氏の文章の転載。最終です。



無償教育の思想史

三輪定宣氏 ●千葉大学名誉教授、無償教育をすすめる会会長

最終

マルクス、エンゲルス

みわ・さだのぶ
1937年生まれ。専門は教育行政学。著書に、『無償教育と国際人権規約』(新日本出版社)『教育の明日を拓く』(かもがわ出版社)ほか多数。

国際人権A規約13条「無償教育条項の世界史的背景を素描してみよう。」

紀元前の古代ギリシャでは、教育で報酬を稼ぐソフィスト(詭弁学派)に対抗し、一群の哲学者・教育者が無償の学園を開き(ソクラテス、プラトンのアカデミア、アリストテレスのリケイオン)、無償教育思想の源流となる。

フランスでは、プラトンを高く評価した18世紀の思想家J・J・ルソーの思想全般から影響を受けたフランス革命期の憲法(1791年)が「無償の公教育が組織される」と定めた。2月革命期の憲法草案(1848年)は、「教育権はすべての市民を全面的に発達させる権利」、「労働権の本質的保障は無償教育」と規定した。そこには、ルソーの思想を継承する

イギリスの法律家・思想家のトマス・モアは『ユートピア』(1516年)で、プラトン『国家論』をふまえて英国社会を痛烈に批判して理想社会を構想し、後に「空想的社会主義」の先駆者と評される。

20世紀初頭、ドイツのワイマール憲法(1919年)は、「小学校および上級教育学校の授業料、学用品は無償」、「学費補助」、フィンランド憲法(1919年)は「無償の教育を受ける権利」(現行憲法に継承)、ソビエト連邦憲法(1936年)は「教育を受ける権利」とあらゆる種類の教育の無償制、「給費制」、「勤労者の無償教育」を定めた。

た。それは、「精神の自由な活動と教養」こそ「人生の幸福」の頂点であるとし、「幸福な生活を営む権利」の平等な保障のため、子ども時代のほか、労働時間を一日6時間以下にして一生学習を続け、「拝金主義」と無縁な「学問的教養に富んだ知識人」が民主的平和的国家を支えるという理想社会論である。

フランスでは、プラトンを高く評価した18世紀の思想家J・J・ルソーの思想全般から影響を受けたフランス革命期の憲法(1791年)が「無償の公教育が組織される」と定めた。2月革命期の憲法草案(1848年)は、「教育権はすべての市民を全面的に発達させる権利」、「労働権の本質的保障は無償教育」と規定した。そこには、ルソーの思想を継承する

(裏面に続く)

教職員増など見送り

「働き方改革」を答申 中教審

中央教育審議会は25日、教員の長時間勤務の是正に向けた答申を確定し、柴山昌彦文科大臣に答申しました。教職員定数の改善や「給特法」の見直しなど予算が伴う施策は見送り、専ら業務の効率化や削減に集約された内容です。

最大月100時間未満までの超過勤務を認める「勤務時間の上限に関するガイドライン」も決定。現場の願いからかけ離れたもので、深刻な問題と矛盾を孕んでいます。(裏面に関連記事)

勤務時間上限ガイドライン

最大月100時間まで可

形的に把握すること
ができる時間を対象
に「勤務時間」を把
握し、所定時間を超
える時間(いわゆる時
間外勤務)について上
限を設けるものです。
ガイドラインは、
所定外勤務時間につ
いて、その上限を月
45時間、年360
時間を原則とします。
一方、「特別な事情」

2007年6月、横浜市の中
学校教員だった工藤義男さん
は、激務の果て40歳の若さで
亡くなりました。公務災害とし
て認定されるまで、遺族は5年
半もの間たかかわなければな
りませんでした。妻の様子さん
は、辛苦の過去に向き合い、「夫を
止められなかった自分を責め
た」と振り返ります。その様子
さんが、働き方を特集する全教
発行の『クレスコ』2月号に登
場し、次のように述べています。
「もともと現場の声を聴いてほし
い。どんどん新しく要求される

教員の働き
方改革の答申
をまとめた25
日の中央教育
審議会で、文
科省が提示し
た「公立学校
の教師の勤務
時間の上限に
関するガイド
ライン」(別掲)
も確認されま
した。在校し
て仕事をす
る時間など「外
形的に把握す
ることができる
時間を対象に
「勤務時間」
を把握し、所
定時間を超え
る時間(いわ
ゆる時間外勤
務)について上
限を設けるも
です。ガイド
ラインは、所
定外勤務時間
について、そ
の上限を月4
5時間、年36
0時間を原則
とします。一
方、「特別な事
情」



「NO-過労死」を訴える工藤祥子さん

「もともと現場の声を聴いてほしい」

教師 増やさないと無理

が生じた場合は月
100時間、年7
20時間まで認め
ます。複数月連続
する場合でも月平
均80時間です。
これは、厚労省が
示す「過労死ライン」です。働
き過ぎを規制する
ための基準とは
到底なり得ませ
ん。
公立学校教員の給
与を定めた「給特
法」(公立の義務
教育諸学校等の
教育職員の給与
等に関する特別
措置法)は、特
別な場合を除き
時間外勤務を禁
じており、従っ
て手当は支給さ
れません。にもか
かわらず過労死
ラインまでの勤
務を認めること
は、余りに現場
教職員の実態を
無視したもので
す。

公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン(抜粋部分を本紙が一部編集)

平成31年1月25日 文部科学省

3. 勤務時間の上限の目安時間

- (1) 本ガイドラインにおいて対象となる「勤務時間」の考え方
- 教師の専門職としての専門性や職務の特徴を十分に考慮しつつ、「超勤4項目」以外の業務が長時間化している実態も踏まえ、こうした業務を行う時間も含めて「勤務時間」を適切に把握するために、ガイドラインにおいては、在校時間等、外形的に把握することができる時間を対象とする。
 - 教師等が校内に在籍している在校時間を対象とすることを基本とする。所定の勤務時間外に校内において自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間については、自己申告に基づき除くものとする。
 - 校外での勤務についても、職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間については、時間外勤務命令に基づくもの以外も含めて外形的に把握し、対象として合算する。各地方公共団体が定める方法によるテレワーク等によるものについても合算する。
- (2) 上限の目安時間
- ① 1か月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、45時間を超えないようにすること。
 - ② 1年間の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、360時間を超えないようにすること。
- (3) 特例的な扱い
- ① 上記(2)を原則としつつ、児童生徒等に係る臨時的な特別な事情により勤務せざるを得ない場合についても、1年間の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、720時間を超えないようにすること。この場合においては、1か月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が45時間を超える月は、1年間に6月までとすること。
 - ② 1か月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が100時間未満であるとともに、連続する複数月(2か月、3か月、4か月、5か月、6か月)のそれぞれの期間について、各月の在校等時間の総時間から条例等で定められた各月の勤務時間の総時間を減じた時間の1か月当たりの平均が、80時間を超えないようにすること。

教育はなぜ無償でなければならないか

三輪定宣論文「表面の続き」

第二次世界大戦後、フランス第4共和国憲法(1946年)は、「あらゆる段階における無償(中略)の公教育を組織する」と定め、現在に至っている。

日本でも5世紀に、学習幸福論を基調とする儒学の教典、孔子(紀元前6〜5世紀)の言行録『論語』が伝わる。7世紀初頭、遣隋使を派遣した聖徳太子(厩戸皇子)は、学資支給(無償)の法隆寺学園所を開設し(学園の起源)、9世紀、遣唐使に派遣された空海(弘法大師)は、庶民が無償で諸学問が学べる学校、綜芸智院を開設した。江戸時代の寺子屋の授業料は、親の懐具合に応じた「謝礼」であり、無償教育的慣習が、世界有数の教育普及国の基盤となった。

明治維新後、権利としての無償教育論『労働世界』9号、1889年。社会民主党宣言、1901年)が唱えられ、日本教員組合啓明会「教育改造の4綱領」(1919年)は、「教育を受ける権利—学習権は人間権利」、「社会義務」とし、「小学より大学に至るまでの公費教育—(1)無月謝(2)学用品の公給(3)最低生活

費の保障」を主張した。これらの思想が日本国憲法(1946年公布)の「教育を受ける権利」と「無償」(26条)規定の歴史的背景であり、国際人権A規約13条の理念に通じている。(終わり)

<資料> 日本国憲法第26条

- ① すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
- ② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とする。

2019年2月号

特集 **いかせ、学校現場の声**
教職員の働き方を考える

お申し込みは 檜山教組へ

定期購読 月500円

うれしいとき、かなしいとき
にあなたを応援します。

総合共済 月々600円

- 結婚祝金に10,000円
- 出産祝金に5,000円
- 災害見舞金に10万円(全壊)など他にもいろいろ

さらに退職時には **掛金が全額戻ります!**